

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準に係る整理表  
 (令和4年12月1日時点)

種 別	救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費
(1) 避難所及 応急仮設住宅の 供与	1 避難所	災害発生の日から7日以内	<p>避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり 330円以内</p> <p>福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために通常の実費を加算することができる。</p>
	2 応急仮設住宅	<p>建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならず、供与することができる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項の規定による期限までとする。</p> <p>賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間の賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならず、供与することができる期間は、建設型応急住宅と同様の期間とする。</p>	<p>建設型応急住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。</p> <p>建設型応急住宅の供与の終了に伴う当該建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該建設型応急住宅が供与された地域における実費とする。</p> <p>賃貸型応急住宅の借り上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間の賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。</p>

(2)	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>次に掲げる者に給与する。</p> <p>イ 避難所に避難している者</p> <p>ロ 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事することができない者</p> <p>被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p>	災害発生日から7日以内とする。	<p>主食、副食及び燃料等の経費</p> <p>1人1日当たり 1,180円以内</p> <p>この場合、1日とは、3食をもつて計算すること。</p>			
	飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。			
(3)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもつて行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p>	災害発生日から10日以内に完了	(1) 住家の全壊(焼)・流世帯			
				世帯別	夏季(4月から9月まで)	冬期(10月から3月まで)	
				1人世帯	18,700円以内	31,000円以内	
				2人世帯	24,000円以内	40,100円以内	
				3人世帯	35,600円以内	55,800円以内	
				4人世帯	42,500円以内	65,300円以内	
				5人世帯	53,900円以内	82,200円以内	
				6人以上1人増すごとに	7,800円以内	11,300円以内	
				(2) 住家の半壊(焼)・床上浸水世帯	世帯別	夏季(4月から9月まで)	冬期(10月から3月まで)
				1人世帯	6,100円以内	9,900円以内	
2人世帯	8,200円以内	12,900円以内					
3人世帯	12,300円以内	18,300円以内					
4人世帯	15,000円以内	21,800円以内					
5人世帯	18,900円以内	27,400円以内					
6人以上1人増すごとに	2,600円以内	3,600円以内					
注 季別は、災害発生日をもつて決定する。							
(4)	医療及び助産	<p>災害のため医療の途を失つた者に対して応急的に措置する。</p> <p>医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院又は診療所への収容</p> <p>ホ 看護</p>	災害発生日から14日以内	<p>救護班による場合</p> <p>使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>病院又は診療所による場合</p> <p>国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>施術者による場合</p> <p>協定料金の額以内</p>			

<p>(4) 医療及び助産</p>	<p>2 助産</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つたものに対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合慣行料金の100分の80以内の額</p>
<p>(5) 被災者の救出</p>	<p>災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。</p>	<p>災害発生の日から3日以内</p>	<p>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	
<p>(6) 被災した住宅の応急修理</p>	<p>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもつて行う。</p>	<p>災害発生の日から3月以内に完了(国の災害対策本部会議が設置された災害においては6月以内に完了)</p>	<p>原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み イ ロに掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 655,000円以内 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 318,000円以内</p>	
<p>(7) 学用品の給与</p>	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して給与する。 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもつて行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p>	<p>(イ) 教科書 災害発生の日から1月以内に完了  (ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了</p>	<p>・小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費  小学校児童 1人当たり 4,700円以内 中学校生徒 1人当たり 5,000円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円以内</p>	
<p>(8) 生業に必要な資金の貸与</p>	<p>住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p>	<p>災害発生の日から一月以内に完了</p>	<p>生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費一件当たり 三〇、〇〇〇円以内 ロ 就職支度費一件当たり 一五、〇〇〇円以内 貸与条件 イ 貸与期間 二年以内 ロ 利子 無利子</p>	

<p>(9) 埋葬</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであるものを行う。 次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1体当たり 大人 213,800円以内 小人 170,900円以内</p>
<p>(10) 被災者の救出(死体の搜索)</p>	<p>災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するもの。</p>	<p>災害発生の日から3日以内に完了(死体の搜索の場合は10日以内)</p>	<p>舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費</p>
<p>(11) 死体の処理</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理(埋葬を除く。)を次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案(原則として救護班によつて行うこと。)</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 1 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 2 その他の場合 1体当たり5,400円以内 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 検案 救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内</p>
<p>(12) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態あり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が¥38,300円以内</p>
<p>(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員等雇上費を支給する。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済物資の整理配分</p>	<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>当該地域における通常実費</p>